

令和3年度 福島県立保原高等学校（定時制の課程）後期選抜募集要項

〒960-0604 福島県伊達市保原町字元木23番地
電話 (024)575-3207 FAX (024)575-3211

前期選抜により定員を充足しない場合のみ、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（福島県教育委員会）により実施する。

1 募集定員

下記に示す募集定員から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

課程	学科	募集定員
定時制	普通科	40名

2 通学区域

通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 出願資格

出願することのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

4 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併願の取扱い

出願は、本校定時制の課程のみとし、併願は認めない。

6 出願期間及び願書受付

- (1) 令和3年3月16日（火）から3月17日（水）までとする。
受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (2) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、簡易書留分の切手（404円分）を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和3年3月17日（水）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。
- (3) 出願書類受付後、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
出願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、コピーをとり保管しておくこと。
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にものみ交付する。

7 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 令和3年度後期選抜入学願書（県教育委員会において作成したもの）

- ② 令和3年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。
 - ③ 後期選抜受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの）
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 上記(1)以外の者
- ① 令和3年度後期選抜入学願書（上記①に同じ）
 - ② 健康診断書（令和3年1月以降に医師の診断を受けたもの）
 - ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
 - ④ 後期選抜受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として950円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。
その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」又はそのコピーを入学願書の裏面に貼付する。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。
郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 提出期間は、令和3年3月16日（火）から3月19日（金）までとする。
郵送の場合には、3月19日（金）必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- (3) 提出された自己申告書は、選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

9 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定による。
- (2) 上記(1)以外の場合は、上記7に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
 - ② 保護者が本校定時制の課程の通学区域に居住することになることを証明する書類

10 東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて
詳しくは本校に問い合わせること。

11 出願先変更

出願者は、令和3年3月18日（木）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

(1) 本校内で出願先を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に後期選抜出願先変更願を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(2) 本校定時制の課程から他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はそのコピー）を、在学(出身)中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

② 出願先変更を希望する志願者のいる中学校の校長は、本校に後期選抜出願先変更者名簿を持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

(3) 他の高等学校から本校定時制の課程へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はそのコピー）を、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

② 出願先変更を希望する志願者のいる中学校の校長は、先に出願した高等学校に、後期選抜出願先変更者名簿を持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

③ 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことがある。

(4) 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。

(5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

12 出願の取消し

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

(2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

(3) 出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。

ただし、すでに納付した入学検定料については返還しない。

13 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校定時制の課程の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」の評定については135点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。

(2) 面接

個人面接を実施する。面接の内容には、志願理由や中学校における学習活動の成果を問う内容（数学、英語）を含む。面接については、段階評価する。

(3) 作文

作文を実施する。あるテーマについて 600 字以内で自分の考えを述べる作文とする。作文については、段階評価する。

14 面接・作文の日時、会場及び受験上の注意

(1) 日 時 令和3年3月22日(月)

〈集 合 時 間〉	午前 8時20分まで
〈点 呼 〉	午前 8時25分～
〈受験上の注意〉	午前 8時30分～
〈作 文 〉	午前 9時00分～午前10時00分
〈面 接 〉	午前10時20分から

(2) 会 場 福島県立保原高等学校

(3) 持参する物 受験票、上ばき、下足を入れる袋、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、学習・読書用の本等

(4) そ の 他

- ① 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器は持ち込まないこと。
- ② 面接予定時間については、中学校卒業者及び卒業見込の者については、当該中学校長を通して事前に連絡する。それ以外の者については、直接本人に事前に連絡する。なお、面接予定の時間によっては、昼食が必要になる場合がある。

15 合格者発表

- (1) 令和3年3月23日(火)午後3時以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、受験票と引き換えに「合格通知書」を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

16 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

17 そ の 他

○ 新型コロナウイルス感染症に係る特例措置

新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者への対応について

このことについては、新型コロナウイルスに関する国の方針、文部科学省の通知、今後の感染の推移を踏まえるとともに、県の関係部局と連携し、最新情報や知見に基づいて、適切な時期に周知する。